

大阪市児童相談所条例の一部を改正する条例案

大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、本市に児童相談所としてこども相談センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

第2条中「大阪市こども相談センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第1条関係）

名称	位置	所管区域
大阪市こども相談センター	大阪市中央区森ノ宮中央1丁目	北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区、住之江区及び西成区の区域
大阪市南部こども相談センター	大阪市平野区喜連西6丁目	阿倍野区、住吉区、東住吉区及び平野区の区域

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例（平成22年大阪市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「大阪市こども相談センター」を「こども相談センター」に改め

る。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

南部こども相談センターを設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市児童相談所条例 (抄)

(設 置)

第 1 条 児童福祉法 (昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第12条第 1 項の規定により、本市に児童相談所としてこども相談センター (以下「センター」という。)を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次 のとおりとする。

別表

<u>名 称</u>	<u>大阪市こども相談センター</u>
<u>位 置</u>	<u>大阪市中央区森ノ宮中央 1 丁目</u>
<u>所管区域</u>	<u>本市の全部の区域</u>

(一時保護所)

第 2 条 法第12条の 4 の規定により、大阪市こども相談センター (以下「センター」という。)に一時保護所を附設する。

別表 省 略

大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) - (4) 省 略

(5) 通告機関 大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35条）第1条に規定する大阪市
こども

こども相談センター（以下「こども相談センター」という。）及び大阪市保健福祉センター
相談センター

条例（平成15年大阪市条例第7号）第1条第1項に規定する保健福祉センター（以下「保健
福祉センター」という。）をいう。